

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ネオジャパン			コード	3921
提出日	2025/4/30		異動（予定）日	2025/4/25	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役岩崎俊男氏が任期満了で退任したことおよび社外取締役が1名新規に選任されたため				
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	尾崎 博史	社外取締役	○										○				有
2	松本 滋彦	社外取締役	○														有
3	細川 早智子	社外取締役	○													新任	有
4	梅園 雅彦	社外監査役	○														有
5	兼松 由理子	社外監査役	○														有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	尾崎博史氏が代表を務める駿河台税理士法人と当社はクラウドサービスの取引がありますが、その取引金額は僅少（年間10万円未満）であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	尾崎博史氏は、税理士としての専門的知識並びに財務及び会計に関する幅広い知識を有しております、2015年からは当社の社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することに貢献してまいりました。今後も同氏の有する専門的知識並びに財務及び会計に関する幅広い見識から、取締役会の監督機能を適切に果たして頂けるものと期待し、引き続き社外取締役とすることが適当であると判断したものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有しております。
2		松本滋彦氏は、長年にわたり金融機関で幅広く法人業務に携わるとともに、システム開発等を行う事業会社の経営に携わったことによる豊富な経験と幅広い知識を有しております、2018年からは当社の社外取締役として当社の経営に対する有益な助言・提言を行っております。また、2021年9月に指名・報酬委員会委員長に就任し、取締役候補者、取締役の報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で審議に参加しております。今後も同氏の経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の監督機能を適切に果たして頂けるものと期待し、引き続き社外取締役とすることが適当であると判断いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有しております。
3		細川早智子氏は、弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験並びに高い法令遵守の精神を有しております。弁護士として法律・コンプライアンスに関する豊富な経験、幅広い見識から、取締役会の監督機能を適切に果たして頂けるものと期待し、新たに社外取締役とすることが適当であると判断いたしました。同氏は、直接会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有しております。
4		梅園雅彦氏は、金融機関における長年の経験と当社及び他社における常勤監査役としての豊富な経験、財務及び会計に関する相当の知識を有しております、適切な職務執行を期待できることから社外監査役とすることが適当と判断したものです。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有しております。
5		兼松由理子氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております、適切な職務執行を期待できることから社外監査役とすることが適当と判断したものです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目で「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目で「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。